

2 区行政の概要

(1) 区行政への歩み

支所行政の推進（～H17）								
本市の政令指定都市移行の準備として、市域を6区域（平成17年2月から7区域）に区分し、それぞれの区域に総合的出先機関となる支所を設置、幅広い行政サービスの提供と区域の特色をいかした魅力ある取組を推進してきた。								
経過	昭和58年2月	堺市庁舎問題等審議会から「支所行政の区域区分について市域を6区分とすること」を内容とする答申を受ける。						
	昭和62年4月	堺市支所行政等調査研究専門委員から、支所行政のための支所の位置に関する報告書が提出される。						
	昭和63年3月	堺市支所行政等検討委員会から、堺市支所行政に関する基本方針報告書が提出される。						
	平成2年8月	指定都市問題対策特別委員会において、政令指定都市をめざした支所行政の基盤となる区域区分線について、地元調整が完了した旨、報告される。						
	平成3年8月	堺市支所区域名称選定委員会から、支所区域名称について答申される。						
	平成4年4月	中支所開所						
	平成7年10月	南支所開所						
	平成8年4月	西支所開所						
	平成9年4月	東支所開所						
	平成12年4月	北支所及び堺支所開所						
財政権限	区域の特色をいかした事業推進のための予算	<ul style="list-style-type: none"> ○「支所区域のまつり」予算 H5～H7 200万円／1支所 H8～H11 300万円／1支所 <ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある地域づくり推進事業（H12～H17） 支所長の企画により区域の住民や団体と協働し区域の特色をいかした魅力ある事業を実施 <table> <tr> <td>H12</td> <td>600万円／1支所</td> </tr> <tr> <td>H13、14</td> <td>700万円／1支所</td> </tr> <tr> <td>H15～H17</td> <td>650万円／1支所</td> </tr> </table>	H12	600万円／1支所	H13、14	700万円／1支所	H15～H17	650万円／1支所
H12	600万円／1支所							
H13、14	700万円／1支所							
H15～H17	650万円／1支所							
組織権限	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉総合センター設置（H12～） 保健と福祉の連携を円滑に行うため、保健福祉総合センターを設置 ○地域環境美化担当の設置（H12～） ○コミュニティ担当参事の設置（H15～H17） 支所と区域の住民や団体との連携を強化し、コミュニティの醸成を図るため、コミュニティ担当参事を設置 ○美原支所を分権型住民自治に向けたモデル支所として、企画総務課と自治推進課を設置（H17.2） 						

行政サービス機能の充実	広報・広聴・相談機能の充実	<p>○支所開所にあわせ各種相談窓口を順次支所に設置 (H 4～) 市民相談、法律相談、交通事故相談、特別（サラ金）相談（堺支所のみ）、登記測量相談（堺支所のみ）、就学相談、行政相談、人権相談</p> <p>○支所広報紙発行開始 (H 13.10～)</p> <p>○全市版広報紙「広報さかい」と一体化による発行 (H 14.5～)</p>																								
	業務の拡充	<p>○出張所を順次廃止し、区域の総合的出先機関となる支所を設置（再掲）</p> <p>H 4 中支所開所（八田荘、深井、東百舌鳥、泉ヶ丘各出張所廃止）</p> <p>H 7.10 南支所開所（泉北 NT 東、泉北 NT 中、泉北 NT 西、上神谷、美木多各出張所廃止）</p> <p>H 8 西支所開所（浜寺、鳳、津久野、福泉各出張所廃止）</p> <p>H 9 東支所開所（日置荘、南八下、登美丘各出張所廃止）</p> <p>H 12 北支所開所（五ヶ荘、金岡、新金岡、百舌鳥、北八下各出張所廃止）</p> <p>堺支所開所（神石出張所廃止）</p> <p>H 17.2 美原支所開所（美原町と合併）</p>																								
	区域の特色をいかした取組	○魅力ある地域づくり推進事業 (H 12～H 17)（再掲）																								
	区行政への移行 (H 18～)																									
<p>平成18年の政令指定都市移行に伴い、市内7つの行政区に区役所を設置</p> <p>区役所を、区民意識や区域の課題を的確に把握し、区民とともに特色をいかした魅力ある取組を進める「市民自治の拠点」、日常生活に密着した総合的行政サービスを円滑・迅速に処理し、完結的に提供する「地域の総合行政サービス拠点」と位置づけ、身近な地域の課題は地域で解決する「身近で頼れる区政」の実現をめざす。</p>																										
財政権限	区域の特色をいかした事業推進のための予算	<p>○区民まちづくり基金事業 (H 18～H 27)</p> <p>区民まちづくり基金を創設、当該基金を活用した区独自のまちづくり事業を実施（区民まちづくり基金はR 2.10に廃止）</p> <p>《当初予算額（7区合計）》 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>予算額</th><th>年度</th><th>予算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 18</td><td>200, 000</td><td>H 23</td><td>210, 000</td></tr> <tr> <td>H 19</td><td>200, 000</td><td>H 24</td><td>223, 708</td></tr> <tr> <td>H 20</td><td>218, 331</td><td>H 25</td><td>235, 000</td></tr> <tr> <td>H 21</td><td>224, 457</td><td>H 26</td><td>235, 312</td></tr> <tr> <td>H 22</td><td>200, 000</td><td>H 27</td><td>235, 300</td></tr> </tbody> </table>	年度	予算額	年度	予算額	H 18	200, 000	H 23	210, 000	H 19	200, 000	H 24	223, 708	H 20	218, 331	H 25	235, 000	H 21	224, 457	H 26	235, 312	H 22	200, 000	H 27	235, 300
年度	予算額	年度	予算額																							
H 18	200, 000	H 23	210, 000																							
H 19	200, 000	H 24	223, 708																							
H 20	218, 331	H 25	235, 000																							
H 21	224, 457	H 26	235, 312																							
H 22	200, 000	H 27	235, 300																							

	<p>○区局連携事業（H25～H27）</p> <p>区民ニーズにより一層きめ細かに対応するため、区局間の連携を一層強化し、地域の実情や意見を踏まえた事業を推進</p> <p>《当初予算額（7区合計）（事業所管局予算）》</p> <p>H25 870, 856千円 H26 615, 216千円 H27 699, 560千円</p> <p>○区域環境整備事業（H26～H27）</p> <p>地域の安全安心などの観点から、区域の環境整備にかかる事案について、区役所の予算を活用し、年度途中でも区長の裁量で、事業所管局に対応を依頼</p> <p>《当初予算額（7区合計）》</p> <p>H26 70, 000千円 H27 70, 000千円</p> <p>○区域まちづくり事業（H28～）</p> <p>「区民まちづくり基金事業」、「区域環境整備事業」、「区局連携事業」を統合し、財源も区民まちづくり基金に統合することで、区役所がより主体的・総合的に区域の取組を推進することができる「区域まちづくり事業」を実施。</p> <p>《当初予算額（7区合計）》 (単位：千円)</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>予算額</th><th>年度</th><th>予算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td><td>1, 251, 495</td><td>R5</td><td>249, 407</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>267, 846</td><td>R6</td><td>224, 156</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>253, 002</td><td>R7</td><td>215, 481</td></tr> </tbody> </table> <p>※R2.10 区民まちづくり基金廃止 ※R3.4 区局連携事業にかかる予算は建設局へ移管</p>	年度	予算額	年度	予算額	R2	1, 251, 495	R5	249, 407	R3	267, 846	R6	224, 156	R4	253, 002	R7	215, 481
年度	予算額	年度	予算額														
R2	1, 251, 495	R5	249, 407														
R3	267, 846	R6	224, 156														
R4	253, 002	R7	215, 481														
予算要求権の付与 (H23～)	<p>平成23年度予算を区役所へ移管し、H23年度補正予算から区役所へ予算要求権を付与</p> <p>《当初予算額（7区合計）》 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>予算額</th><th>年度</th><th>予算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td><td>13, 908, 996</td><td>R5</td><td>11, 518, 385</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>12, 295, 869</td><td>R6</td><td>12, 647, 344</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>11, 224, 431</td><td>R7</td><td>14, 664, 848</td></tr> </tbody> </table>	年度	予算額	年度	予算額	R2	13, 908, 996	R5	11, 518, 385	R3	12, 295, 869	R6	12, 647, 344	R4	11, 224, 431	R7	14, 664, 848
年度	予算額	年度	予算額														
R2	13, 908, 996	R5	11, 518, 385														
R3	12, 295, 869	R6	12, 647, 344														
R4	11, 224, 431	R7	14, 664, 848														
組織権限	市長調整監の設置 (H23～R1)	市民の意向と市政の方向性などを相互につなぐ役割を担う、分権型の地域ネットワークの構築の要として「市長調整監」を設置、区長が兼務															
	区長の庁議への出席 (H23～)	庁内の政策調整及び合意形成の場に、区域の観点を反映するため、区長が庁議に出席															
	区長の本会議への出席 (H23～)	市議会本会議に、必要に応じて区長が議事説明員として出席、区長の説明責任を明確化															

	※令和6年第2回市議会から、原則堺区長が代表区長として定例会に出席することとなった。
副区長の創設 (H23~)	区長に次ぐ区政の責任者として、これまでの区次長の権限を拡充し部長級の副区長職を創設
人事権限 (H18~)	課長補佐級以下の職員の区役所内における配置換えを区長の専決事項とする。
組織体制	<p>○全区に企画総務課、自治推進課を設置 (H18~) 区の企画調整機能と広報広聴機能の強化を図るため、支所時代の地域振興課を企画総務課と自治推進課の2課体制に組織を再編、同時にコミュニティ担当参事は廃止</p> <p>○子育てワンストップ窓口の設置 (H22~) H22 南区に子育て支援室をモデル設置 H23 北区に子育て支援室を設置 H24 堺区、中区に子育て支援室を設置 H25 「子育て支援室」を「子育て支援課」に課組織化し、全区に設置</p> <p>○区局連携担当の配置 (H30~R1) 区域の環境整備について、区局間の連携を一層強化するため、各区の企画総務課と地域整備事務所に区局連携担当を設置。</p> <p>○教育連携担当の配置 (H31~R3) 北区と美原区をモデル区とし、区役所関係課と連携した学校運営の支援体制を強化するため、教育政策課と北区・美原区の企画総務課に教育連携担当を配置。</p> <p>○連携推進担当の配置 (R2~) 局、区役所間の庁内連携の強化による組織横断的な主要施策・事業の推進のため、各区の副区長が部理事（連携推進担当）を兼務。</p> <p>○こども家庭センター機能の位置付け及び統括支援員の配置 (R6~) 母子保健と児童福祉が連携し、児童福祉法に基づき、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を実施するため、全区の保健福祉総合センターにこども家庭センター機能を位置付け。こども家庭センターには、こども家庭センター長（保健福祉総合センター所長兼務）と連携調整役を担う統括支援員を配置。</p> <p>○各区の特性や課題に応じた区役所の機能強化（モデル的実施） 堺区役所：「防災総合推進チーム」を設置 (R3) 「防災推進室」（課相当）を新設 (R4~R6) 中区役所：地域活性化担当参事役の設置 (R2~R3) 「深井駅周辺地域活性化推進室」（課相当）を新設 (R4~) 西区役所：西区ブランド発信事業・調整担当参事の設置 (R3) 西区ブランド発信担当参事の設置 (R4) 「政策推進室」（課相当）を新設 (R5~) 南区役所：区役所内に「スマート区役所チーム」を設置 (R2) スマート区役所・調整担当参事の設置 (R2~R3)</p>

		<p>保健福祉総合センター所長を兼務する副区長を設置 (R 3～) 「区政企画室」(課相当)を新設 (R 3～R 6) 区行政調整担当参事の設置 (R 4) 保健福祉総合センターに企画・健康長寿推進担当参事を設置 (R 4～) 区行政調整・戦略総務担当参事の設置 (R 5～R 6) スマート区役所担当課長の設置 (R 7～)</p> <p>北区役所：企画総務課に「北区 児童・生徒・学校支援チーム」を設置 (愛称：「NEST」) (R 2～) 児童・生徒・学校支援担当総括参事役の設置※ (R 2～) (※ R 6～学校連携支援担当総括参事役に名称変更) 「学校連携支援担当課長」を設置 (R 3～R 5) 「新金岡地区活性化推進室」(課相当)を新設 (R 5～) 美原区役所：企画総務課に「美原地域開発支援チーム」を設置 (R 2～)</p>
	幹事区制度の実施 (H 2.5～)	幹事区（堺区）、副幹事区（互選）を置くことで、庁内会議等への代表出席や庁内調整のほか、区役所間の調整や取りまとめなど、情報共有の迅速化、効率化を図る。
行政サービス機能の充実	広報・広聴・相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故相談窓口を堺区に集約 (H 2.3～R 6) ○堺区のみで実施していた特別（サラ金）相談を前年度末で廃止し、全区の法律相談窓口で相談受付 (H 2.4～) ○就労相談、労働相談窓口開設（堺区以外）(H 2.5～) ○行政書士による相談窓口を各区に設置 (H 2.9～) ○区長直行便の創設 (R 4.9～) ○オンライン法律相談の開始 (R 7～)
	業務の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○市民センター、さつき野コミュニティセンターの管理運営を区役所へ移管 (H 1.8) ○法定受託事務（区選挙管理委員会事務・区会計事務など）の執行体制の確立 (H 1.8) ○防災・危機管理体制の強化 (H 2.3～) <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織への支援、防災啓発・相談等の業務を区役所に移管 ・消防O Bの専任職員を各区 2名配置 ○各種補助の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動推進補助 (H 1.3～) ・校区自治会活動推進補助 (R 4～) ・防犯灯電気料金支援 (H 2.9～) ・自治会施設賠償責任保険補助 (R 2～) ・自治会活動保険補助 (R 6～) ・地域会館整備費補助 (S 5.5～) ・地域会館大規模改修補助 (H 1.0～) ・地域会館耐震診断補助 (H 2.5～) ・地域会館耐震改修等補助 (H 2.6～) ・AED（自動体外式除細動器）電極パッド等交換補助 (H 2.2～)

		<ul style="list-style-type: none"> ・AED（自動体外式除細動器）設置等補助（H 2 7～） ・献血推進協議会補助（H 1 3～） ・青色防犯パトロール活動補助（H 1 9～） ・青色防犯パトロール車両修繕等補助（H 2 9～） ・青色防犯パトロール車両安全運行支援補助（R 2） ・自主防犯パトロール団体防犯資機材等支給（H 1 8～） ・堺市地域貢献事業所防犯カメラ設置事業補助（H 2 8～） ・LED 防犯灯更新補助（R 6～） <p>○集団回収報償金の申請受付及び支給事務を区役所で実施（H 2 3～）</p>
	市民サービスの向上	<p>○フロアマネージャーの配置（H 1 8～）</p> <p>○証明書自動交付機の設置（H 1 9～）</p> <p>H 2 0 . 2 堺区に設置</p> <p>H 2 1 . 2 他 6 区に設置</p> <p>H 3 0 . 1 2 印鑑登録証・さかい市民カードを利用した証明書自動交付機を廃止</p> <p>H 3 1 . 1 マイナンバーカード専用交付機を設置</p> <p>○子育てワンストップ窓口の設置（H 2 2～）（再掲）</p> <p>○パスポートセンターさかい開設（堺区）（H 2 4 . 1 0）</p> <p>R 3 . 5 本庁舎からジョルノビル2階に移転</p> <p>○ご遺族の負担を軽減するための取組を実施。</p> <p>R 2 . 4 全区でご遺族のための手続きハンドブックを配布</p> <p>R 3 . 5 南区で「区役所おくやみ申請サポートコーナー」を設置</p> <p>R 3 . 6 東区で「来庁事前申込制度」を開始</p> <p>R 4 . 1 1 美原区で美原区版おくやみサポート制度「美原区おくやみ手続き～寄り添い～」を実施</p> <p>R 7 . 6 「おくやみ手続き」のサポートを全区役所に拡充</p> <p>○南区保健福祉総合相談体制の運用開始（R 4 . 2～）</p> <p>○南区子どもサポートプラットフォーム事業の実施（R 4 . 1 0～）</p> <p>○証明書等発行手数料のキャッシュレス決済試行実施（堺区）（R 4 . 1 1～）</p> <p>R 6 . 5 他 6 区で導入</p> <p>○重層的支援体制整備事業の実施（堺区）（R 5 . 4～）</p> <p>R 6 . 4 他 5 区で実施（南区はR 4 . 2 から先行実施）</p>
区政推進の取組	開かれた区政運営、新たな視点・発想による取組	<p>○区長公募の実施</p> <p>H 1 8 南区でモデル実施（～H 2 0）</p> <p>H 2 4 美原区でモデル実施（～H 2 6）</p> <p>R 3 西区で実施（～R 5）</p> <p>○「ハート&トークセッション」の各区開催（H 2 4～H 3 0）</p> <p>市民と市長、区長が直接対話し、今後の区の取組について、広く意見交換を行う</p> <p>（H 2 4、H 2 5は「タウンミーティング」の名称で実施）</p> <p>○「区役所と本庁のあり方基本方針」の策定（R 5 . 3）</p> <p>本庁との連携体制を重視しながら、区役所のあり方を整理し、2</p>

	023年度～2025年度（3年間）の取組の方向性を定める
区政への区民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○区民まちづくり会議の設置（H18～H26） <ul style="list-style-type: none"> H18 南区でモデル設置 H19 美原区設置 H20 中区、東区、西区、北区設置 H21 堺区設置 ○区民評議会の設置（H27～R3） <ul style="list-style-type: none"> 区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議を行う附属機関として、各区に区民評議会を設置 ○「ハート&トークセッション」の各区開催（H24～H30）（再掲） ○区政策会議の開催（R3.6～） <ul style="list-style-type: none"> 区民等の意見を反映しつつ、区域の実情や特性に応じた政策形成を進めることにより、特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして各区で開催
区域の特色をいかした取組	<ul style="list-style-type: none"> ○区民まちづくり基金事業（H18～H27）（再掲） ○区民まちづくり会議の設置（H18～H26）（再掲） ○区域まちづくりビジョン等の策定（H20～R2） <ul style="list-style-type: none"> H20 南区でモデル策定 H22 他6区で策定 ○区における基本的な計画等を策定（R3～） ○区民評議会の設置（H27～R3）（再掲） ○区教育・健全育成会議及び区教育・健全育成相談窓口の設置（H27～） (区教育・健全育成会議はR2.4に廃止) <ul style="list-style-type: none"> 学校教育を取り巻く環境の整備を推進し、地域全体で子どもの成長を支え、区域の教育力の向上及び健全育成の充実を図るため、区教育・健全育成会議及び区教育・健全育成相談窓口を各区に設置 ○区教育・健全育成相談窓口の名称を教育相談窓口に変更（R2～） ○区政策会議の開催（R3.6～）（再掲）

	地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○校区ボランティアビューローの設置（H18～） <ul style="list-style-type: none"> H18 南区でモデル実施 H19 他6区で実施 ○区民プラザの設置（H18～） <ul style="list-style-type: none"> H18 南区、北区、美原区設置 (北区の区民プラザは、H24年度の区民活動支援コーナーの設置に伴い、同コーナーへ機能継承) H19 中区、東区、西区設置 R3 東区、西区廃止 ○「区の魅力づくり」市民自主事業の公募・助成（H18～H22） <ul style="list-style-type: none"> H18 南区でモデル実施 H21, 22 全区で実施 ○区民活動支援コーナーの設置（H24～） <ul style="list-style-type: none"> H24 堺市立新金岡市民センター内に設置（北区区民プラザを同時廃止） ○地域まちづくり支援事業の実施（H24～R3） <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決のための校区単位での自主的な取組を支援 ○応募型地域まちづくり支援事業の実施（H27～R2） <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決のための校区単位での自主的な取組について、区民評議会の審査を経て支援
--	----------	---